

本町職員の懲戒処分等について

次のとおり職員を処分しましたのでお知らせします。

1 事案の概要

令和7年1月に行ったストーカー行為（疑い）について、町が当該職員・被害者・その他関係者に調査・確認したところ、事実であることが認められた。なお、当該行為について、勤務時間内に町有物品を使用するなど、職務上の行為として行われた事実も認められた。

2 被処分者

職名	課長級
年齢	50代
処分内容	減給10分の1（3月）
処分理由	・ 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に規定する「全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為」に該当 ・ 同法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に該当
処分年月日	令和7年7月10日(木)

※被害者のプライバシーと心情に配慮し、詳細については公表を控えます。

3 その他

同日付で、分限処分（課長補佐への降任）も合わせて行った。

4 懲戒処分に対する町長コメント

この度の事案によって、被害にあわれた方に心からお詫びするとともに、町の信頼を損なったことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、今後、同様の事案が発生しないよう職員教育を一層強化するとともに、職員の法令遵守徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

設楽町長 土屋 浩